

令和5年度茨城県

医療機関・福祉施設等 物価高騰対策支援金

エネルギー価格の高騰により増大する医療機関・福祉施設等の負担を軽減し、健全な施設運営を図るため、光熱水費の負担が増大している医療機関・福祉施設等に対し、支援金を支給します！

申請
期間

令和5年8月7日(月)
～9月15日(金)必着

支給
金額

令和3年光熱水費 × 17%(物価上昇率)
× 1/2(6か月分) × 1/2(補助率)

対象施設

- ・ 医療機関等 (病院、診療所、薬局、施術所、助産所 等)
- ・ 介護施設等 (入所施設、通所・訪問事業所 等)
- ・ 障害福祉施設 (入所施設、障害者通所・訪問事業所 等)
- ・ 幼児教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園 等)

↓ 詳細はこちら ↓



申請前に必ず、茨城県ホームページにて詳細をご確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/koso/iji/koso/shienkin/iryofukushi.html>

◆お問い合わせ◆ 令和5年8月1日から開設します

茨城県医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金

相談窓口 電話 029-301-2995(医療機関等)

029-301-3095(介護・障害・幼保)

平日 9:00～17:00

注意事項

申請前に、茨城県ホームページにて、詳細(支給要綱及び申請マニュアル)を必ずご確認ください！

令和5年度医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金詳細ページURL

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/koso/iji/koso/shienkin/iryoufukushi.html>

- ・申請の内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、申請を受付できない場合があります。
- ・虚偽申請や不正受給があった場合には、速やかに支給額を返還していただきます。併せて、加算金(年利10.95%)及び延滞金の納付を要します。

申請方法

「電子申請」をご利用ください！

一つの法人等で複数の医療機関・福祉施設等を運営する場合は、原則として、茨城県内で運営する全ての医療機関・福祉施設等の申請額を取りまとめて、一括して申請してください。

(1)電子申請

- ・県のホームページから「**いばらき電子申請・届出サービス**」にアクセスしてください。
 - ・「いばらき電子申請・届出サービス」は、利用者登録をせずに利用可能です。
- なお、添付ファイル容量の上限は50MBです。

(2)書面申請

- ・電子申請ができない場合のみ、書面により申請いただけます。
- ・申請書兼誓約書は**茨城県ホームページにおいて、ダウンロード**できます。
- ・郵送する際は、**レターパック、簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法**により、送付してください。

【郵送先】(令和5年9月15日消印有効)

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金 審査デスク 宛

申請に必要な書類 (主なもの)

- ・申請書兼宣誓・同意書及び施設内訳書
- ・振込先口座の通帳の写し
- ・光熱水費の算出根拠書類(法人税、所得税の確定申告書の写し(令和3年分)等)
- ・令和4年度事業実績が確認できる書類(施術所・助産所・歯科技工所のみ)

※提出書類は省略可能なものもあります。

※詳細は茨城県ホームページでご確認ください。



茨城県